

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月13日
【四半期会計期間】	第93期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	セイノーホールディングス株式会社
【英訳名】	SEINO HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田 口 義 隆
【本店の所在の場所】	岐阜県大垣市田口町1番地
【電話番号】	大垣（0584）82 - 3881
【事務連絡者氏名】	取締役 丸 田 秀 実
【最寄りの連絡場所】	岐阜県大垣市田口町1番地
【電話番号】	大垣（0584）82 - 3881
【事務連絡者氏名】	取締役 丸 田 秀 実
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期 第2四半期連結 累計期間	第93期 第2四半期連結 累計期間	第92期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高(百万円)	251,672	259,032	516,184
経常利益(百万円)	7,965	10,513	19,461
四半期(当期)純利益(百万円)	5,212	6,612	12,150
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,306	8,428	15,292
純資産額(百万円)	320,722	337,843	331,702
総資産額(百万円)	493,062	519,085	510,466
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	26.18	33.23	61.04
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	33.22	-
自己資本比率(%)	63.4	63.5	63.4
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	9,952	8,333	26,088
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	20,551	13,271	27,066
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,455	7,643	2,581
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	44,542	56,772	54,054

回次	第92期 第2四半期連結 会計期間	第93期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年 7月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 7月1日 至平成25年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	13.24	18.05

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 第92期第2四半期連結累計期間及び第92期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、現政権による金融緩和をはじめとした各種政策や経済対策もあって、個人消費の持ち直しや雇用情勢の改善など、景気は緩やかな回復の動きが見られました。しかし、いまだデフレ状況からの明確な脱却には至っておらず、中東情勢の不安定、中国をはじめとする新興国経済の成長減速の懸念も見受けられるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような国内外の経済状況の中、当社グループの主要な事業にあたる輸送業界では、消費関連貨物や建設関連貨物が増加傾向となるなど、貨物輸送量に持ち直しの動きは見られたものの、同業者間の競争に加え、高止まりする燃料費の負担も大きく、依然として厳しい状況で推移いたしました。

このような経営環境のもと、当社グループは、最終年度となる中期経営計画「変化への挑戦」の数値計画を達成できるよう、各施策を着実に実行し、当社の企業価値向上に向けて一丸となって邁進してまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は2,590億32百万円（前年同期比2.9%増）、営業利益は79億15百万円（前年同期比51.3%増）、経常利益は105億13百万円（前年同期比32.0%増）、四半期純利益は66億12百万円（前年同期比26.9%増）となりました。

セグメント業績は、次のとおりであります。

輸送事業

輸送事業におきましては、中核の特別積合せ事業の強みを生かし、更には、中期経営計画の主要施策であるロジスティクス事業の拡大や時間提供商品の拡販、競争力のあるコスト構造の構築などを着実に実施することで収入の拡大と利益の確保に努めてまいりました。

輸送事業グループの中核会社にあたる西濃運輸株式会社では、新規顧客の獲得に努めるとともに、実費・サービスの有料化、適正運賃や燃料サーチャージの収受に注力することで収入の確保を図りながら、収入・物量に related した費用の適正管理を行うことで、利益の確保も図ってまいりました。

また、福山通運株式会社と日曜日等の共同運行を開始するなど新たな試みも実施してまいりました。

その他、セールスドライバーや営業担当者の増員による戦力強化を図りながら、一層のCS向上を追求してまいりました。

この結果、売上高は1,904億80百万円（前年同期比5.1%増）となり、営業利益は45億6百万円（前年同期比148.4%増）となりました。

自動車販売事業

自動車販売事業中、乗用車販売におきましては、エコカー補助金終了に伴う反動減の影響が大きく、新車販売台数は前年同期実績を大きく下回る結果となりました。一方、中古車販売では、下取車の減少による苦戦が予想されたことから、大規模イベントの開催やDM配布などの積極的な営業活動を実施し、前年同期実績を上回る小売販売台数を確保できました。

トラック販売におきましては、新車販売台数は前年同期実績を僅かに下回りましたが、車検整備と部品販売に注力し、保有ビジネスの強化に努めてまいりました。その他、リパーツセンターの本格稼働に伴い中古部品の販売も軌道に乗ってまいりました。

この結果、売上高は457億58百万円（前年同期比4.9%減）となり、営業利益は24億54百万円（前年同期比3.6%減）となりました。

物品販売事業

物品販売事業におきましては、燃料や紙・紙製品に代表される物品の販売を行っております。紙製品や輸送資材販売の売上が好調に推移したものの、主力事業にあたる燃料販売の販売数量が僅かに前年同期実績を下回ったことから、売上高は154億65百万円（前年同期比0.1%減）となり、営業利益は3億27百万円（前年同期比4.4%増）となりました。

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業におきましては、都市開発の影響や狭隘化などの理由で代替化措置が図られたトラックターミナル跡地や店舗跡地などを、賃貸に供することで経営資源の有効活用に努めております。売上高は7億5百万円（前年同期比1.3%減）、営業利益は6億円（前年同期比2.0%減）となりました。

その他

その他におきましては、情報関連事業、住宅販売業、建築工事請負業、タクシー業および人材派遣業などで、情報関連事業が好調に推移したこともあり、売上高は66億22百万円（前年同期比6.5%増）、営業利益は2億2百万円（前年同期比12.0%増）となりました。

（注）業績に記載の金額には消費税等を含んでおりません。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、5,190億85百万円と前連結会計年度末に比べ86億18百万円の増加となりました。現金及び預金、有価証券が増加したことなどが主な要因であります。負債については、1,812億41百万円と前連結会計年度末に比べ24億77百万円の増加となりました。転換社債型新株予約権付社債を発行したことなどが主な要因であります。また、純資産については、3,378億43百万円と前連結会計年度末に比べ61億41百万円の増加となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ27億17百万円増加し、567億72百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における営業活動の結果得られた資金は、前第2四半期連結累計期間に比べ16億19百万円減少し、83億33百万円となりました。これは主に、仕入債務が減少したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における投資活動の結果使用した資金は、前第2四半期連結累計期間に比べ72億80百万円減少し、132億71百万円となりました。これは主に、譲渡性預金の払戻による収入が増加したこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における財務活動の結果得られた資金は、前第2四半期連結累計期間に比べ100億99百万円増加し、76億43百万円となりました。これは主に、転換社債型新株予約権付社債を発行したこと等によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、会社の取締役会の同意を得ることなく行われる企業買収であっても会社の企業価値や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、企業買収には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価値を損なうことが明白であるもの、会社や株主に対して買収に係る提案内容等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買収に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの等、不適切なものも少なくありません。

当社としては、上記の買収類型を含む当社や株主の皆様の利益に反する買収を防止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

基本方針実現のための取組みの具体的な内容

() 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことが株主の皆様の利益のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ様々な取組みを行っております。

当社は、平成23年度を初年度とする新3ヵ年中期経営計画「変化への挑戦」を策定し、人口の減少・高齢化が進み、経済の空洞化やデフレの長期化が懸念されるなど厳しい環境下においても、お客様にプラスの豊かさを提供することを基本とし、グループ各社の機能および顧客を融合させて全てのお客様の“ニーズをつなぐ”物流を創造する新たな仕組みづくりを進めるなど、確固たる事業基盤の確立に向け邁進しております。新3ヵ年中期経営計画の具体的な取組項目として、当社は、主力事業である商業小口路線混載事業の一層の充実を図るとともに、ロジスティクス事業・EC事業の拡大および時間提供商品の拡販、競争力のあるコスト構造の構築、自動車販売事業における使用ビジネス（自動車リース事業）の収益拡大等の諸施策を実行しております。

また、当社は、平成17年には会社分割を利用した持株会社体制への移行を行い、各グループ会社の間接部門を集中し、各事業部を横断的に整理・統合するとともに、各グループ会社間の営業地域・業務分掌等を整理することで、効率のいい機動的な事業運営を実現し、企業価値の維持・向上につなげております。

さらに、当社取締役会としては、社外取締役の選任、取締役任期の1年への短縮等、コーポレート・ガバナンスの強化も併せて実施しております。

() 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社が、平成23年5月12日開催の取締役会決議および同年6月28日開催の定時株主総会決議に基づき更新した、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の概要は以下のとおりです。

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または当社株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された本新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に

伴って買収者等以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性を有する社外取締役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができます。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

本プランの有効期間は、原則として第90期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

() 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記 ()に記載した当社の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。また、本プランは、前記 ()記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

本プランは、株主総会の承認を得た上で更新されるものであること、独立委員会による判断を重視し、情報開示が確保されていること、合理的な客観的要件が設定されていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間とされており、取締役会によりいつでも廃止できるものとされていることなどにより、合理的に機能するよう設計されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	794,524,668
計	794,524,668

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	207,679,783	207,679,783	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	207,679,783	207,679,783		

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2018年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債(2013年9月30日発行)	
決議年月日	平成25年9月12日
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 1,000株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,600,660 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,515 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2013年10月14日 至 2018年9月17日 (行使請求受付場所現地時間) (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,515 資本組入額 758 (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注) 2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
2. (1) 転換価額は、当初、1,515円とする。
- (2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)、併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払(特別配当の実施を含む。)、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 新株予約権を行使することができる期間は、2013年10月14日から2018年9月17日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)までとする。

但し、(i)本新株予約権付社債の要項に定めるクリーンアップ条項、税制変更等、組織再編等、上場廃止等及びスクイズアウトによる繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る新株予約権を除く。)、()本社債の買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、()債務不履行等による強制償還の場合には、期限の利益喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2018年9月17日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社が本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(以下「株式取得日」という。)(又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日)が、基準日(以下に定義する。)又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日(以下、基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使できる期間を、当該変更を反映するために修正することができる。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

5. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
6. (1) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して組織再編等による繰上償還の条項に記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (2) 上記（注）6(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は上記（注）2(2)と同様の調整に服する。

- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- () 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記（注）6(1)記載の承継及び交付の実行日のうちいずれか遅い日から、上記（注）3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の

結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (3) 当社は、上記(注)6(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引受又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日		207,679		42,481		116,937

(6)【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
公益財団法人 田口福寿会	岐阜県大垣市田口町1番地	24,645	11.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	22,732	10.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	8,485	4.08
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	6,538	3.15
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	5,347	2.57
日野自動車株式会社	東京都日野市日野台3丁目1番1号	4,359	2.10
株式会社大垣共立銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	岐阜県大垣市郭町3丁目98番地 (東京都中央区晴海1丁目8番地12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟)	4,065	1.96
ザバンクオブニューヨーク トリーティージャスデツク アカウント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	ベルギー：ブリュッセル (東京都千代田区丸の内2丁目7番地1 号 決済事業部)	3,518	1.69
アドニス株式会社	神奈川県横浜市中区根岸旭台30番地	3,228	1.55
田口 義嘉壽	岐阜県大垣市	3,194	1.54
計		86,113	41.46

(注) 1 上記のほか当社保有の自己株式8,727千株(4.20%)があります。

2 上記の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

22,732千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

8,485千株

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,727,000		単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 197,975,000	197,975	同上
単元未満株式	普通株式 977,783		
発行済株式総数	207,679,783		
総株主の議決権		197,975	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式628株が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式810株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
セイノーホールディングス 株式会社	岐阜県大垣市田口町1番地	8,727,000		8,727,000	4.20
計		8,727,000		8,727,000	4.20

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	64,872	70,689
受取手形	² 9,186	² 8,015
営業未収金及び売掛金	93,431	88,465
有価証券	12,061	17,068
たな卸資産	¹ 8,587	¹ 10,196
繰延税金資産	4,626	4,150
その他	4,285	4,599
貸倒引当金	249	199
流動資産合計	196,802	202,985
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	82,985	81,006
機械装置及び運搬具(純額)	15,280	15,932
工具、器具及び備品(純額)	1,300	1,379
土地	169,794	169,644
建設仮勘定	252	2,185
その他(純額)	755	746
有形固定資産合計	270,367	270,896
無形固定資産		
のれん	77	33
その他	4,670	4,493
無形固定資産合計	4,748	4,526
投資その他の資産		
投資有価証券	24,800	27,209
長期貸付金	156	145
繰延税金資産	9,487	9,272
その他	4,872	4,790
貸倒引当金	768	741
投資その他の資産合計	38,548	40,676
固定資産合計	313,663	316,100
資産合計	510,466	519,085

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	² 4,842	² 3,992
営業未払金及び買掛金	52,924	48,452
短期借入金	2,586	2,559
未払金	12,519	13,101
未払費用	12,335	11,294
未払法人税等	2,377	2,664
未払消費税等	3,647	2,867
その他	15,936	15,506
流動負債合計	107,170	100,439
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	10,050
長期借入金	175	121
繰延税金負債	7,463	7,644
退職給付引当金	56,590	57,187
役員退職慰労引当金	1,490	1,441
資産除去債務	2,478	2,487
負ののれん	3,044	1,521
その他	351	349
固定負債合計	71,593	80,802
負債合計	178,764	181,241
純資産の部		
株主資本		
資本金	42,481	42,481
資本剰余金	74,260	74,260
利益剰余金	209,560	213,984
自己株式	8,611	8,672
株主資本合計	317,691	322,054
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,172	7,672
土地再評価差額金	132	132
為替換算調整勘定	263	191
その他の包括利益累計額合計	5,775	7,348
少数株主持分	8,235	8,440
純資産合計	331,702	337,843
負債純資産合計	510,466	519,085

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	251,672	259,032
売上原価	229,739	235,115
売上総利益	21,932	23,916
販売費及び一般管理費	16,699	16,001
営業利益	5,232	7,915
営業外収益		
受取利息	23	28
受取配当金	269	291
負ののれん償却額	1,527	1,522
持分法による投資利益	109	223
その他	835	598
営業外収益合計	2,765	2,665
営業外費用		
支払利息	16	12
社債発行費	-	47
その他	15	6
営業外費用合計	32	67
経常利益	7,965	10,513
特別利益		
固定資産売却益	187	187
投資有価証券売却益	1	0
受取補償金	-	59
その他	16	1
特別利益合計	204	248
特別損失		
固定資産処分損	76	70
投資有価証券評価損	87	4
減損損失	232	224
その他	1	0
特別損失合計	397	299
税金等調整前四半期純利益	7,772	10,462
法人税、住民税及び事業税	1,710	3,502
法人税等調整額	698	116
法人税等合計	2,408	3,618
少数株主損益調整前四半期純利益	5,364	6,843
少数株主利益	152	230
四半期純利益	5,212	6,612

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,364	6,843
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,064	1,507
為替換算調整勘定	7	72
持分法適用会社に対する持分相当額	0	4
その他の包括利益合計	1,057	1,584
四半期包括利益	4,306	8,428
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,172	8,185
少数株主に係る四半期包括利益	134	242

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	7,772	10,462
減価償却費	7,072	6,828
減損損失	232	224
負ののれん償却額	1,527	1,522
のれん償却額	249	43
貸倒引当金の増減額(は減少)	52	4
退職給付引当金の増減額(は減少)	762	596
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	4	48
受取利息及び受取配当金	292	320
支払利息	16	12
社債発行費	-	47
投資有価証券売却損益(は益)	1	0
投資有価証券評価損益(は益)	87	4
有形及び無形固定資産除売却損益(は益)	110	117
持分法による投資損益(は益)	109	223
売上債権の増減額(は増加)	6,118	6,127
たな卸資産の増減額(は増加)	888	1,939
仕入債務の増減額(は減少)	2,495	5,325
その他	1,364	3,757
小計	15,466	11,088
利息及び配当金の受取額	434	453
利息の支払額	16	12
法人税等の支払額	5,930	3,196
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,952	8,333
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	9,554	14,107
定期預金の払戻による収入	3,930	11,002
譲渡性預金の預入による支出	9,000	15,000
譲渡性預金の払戻による収入	-	10,000
有価証券の償還による収入	132	-
有形及び無形固定資産の取得による支出	6,443	5,424
有形及び無形固定資産の売却による収入	209	292
投資有価証券の取得による支出	17	58
投資有価証券の売却及び償還による収入	201	0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	64	-
投資その他の資産の増減額(は増加)	29	40
貸付けによる支出	19	22
貸付金の回収による収入	58	39
その他	14	32
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,551	13,271

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	2	8
長期借入金の返済による支出	178	73
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	10,002
自己株式の取得による支出	2	61
配当金の支払額	2,189	2,189
少数株主への配当金の支払額	39	36
その他	44	9
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,455	7,643
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	12
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	13,053	2,717
現金及び現金同等物の期首残高	57,595	54,054
現金及び現金同等物の四半期末残高	44,542	56,772

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
商品及び製品	7,117百万円	8,321百万円
仕掛品	770	1,106
原材料及び貯蔵品	699	768
合計	8,587	10,196

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の前連結会計年度末日満期手形が前連結会計年度末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
受取手形	1,034百万円	百万円
支払手形	716	

(偶発債務)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
受取手形裏書譲渡高	1,592百万円	1,009百万円

(保証債務)

一部の連結子会社の顧客の車両購入資金(銀行借入金等)に対して次のとおり保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
顧客	174百万円 顧客	141百万円
合計	174	合計 141

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
人件費	9,703百万円	9,241百万円
(うち、退職給付費用)	(335)	(372)
(うち、役員退職慰労引当金繰入額)	(128)	(136)
減価償却費	860	861
貸倒引当金繰入額	51	22
広告宣伝費	636	630
のれん償却額	249	43

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	55,216百万円	70,689百万円
有価証券勘定	11,053	17,068
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金及び譲渡性預金	21,727	30,985
現金及び現金同等物	44,542	56,772

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,189	11	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,189	11	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	輸送事業	自動車販売事業	物品販売事業	不動産賃貸事業	その他(注)1	計	調整額(注)2	四半期連結損益計算書計上額(注)3
売上高								
外部顧客への売上高	181,158	48,101	15,477	714	6,219	251,672		251,672
セグメント間の内部売上高又は振替高	679	4,099	12,024		4,534	21,338	21,338	
計	181,837	52,201	27,502	714	10,754	273,010	21,338	251,672
セグメント利益	1,814	2,545	314	613	180	5,467	234	5,232

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報関連事業、住宅販売業、タクシー業、旅行代理店業、建築工事請負業、人材派遣業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 234百万円には、セグメント間取引消去102百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 337百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない提出会社の営業費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	輸送事業	自動車販売事業	物品販売事業	不動産賃貸事業	その他(注)1	計	調整額(注)2	四半期連結損益計算書計上額(注)3
売上高								
外部顧客への売上高	190,480	45,758	15,465	705	6,622	259,032		259,032
セグメント間の内部売上高又は振替高	684	4,305	12,633		4,345	21,968	21,968	
計	191,164	50,063	28,099	705	10,967	281,000	21,968	259,032
セグメント利益	4,506	2,454	327	600	202	8,091	175	7,915

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報関連事業、住宅販売業、タクシー業、旅行代理店業、建築工事請負業、人材派遣業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 175百万円には、セグメント間取引消去177百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 353百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない提出会社の営業費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	26円18銭	33円23銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	5,212	6,612
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,212	6,612
普通株式の期中平均株式数(千株)	199,031	198,991
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	33円22銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	36

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月13日

セイノーホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 造 眞 博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 幸 造 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 嗣 平 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 時々輪 彰 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセイノーホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セイノーホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。